

返戻金制度について

【返戻金制度に関する事項】

当社の紹介により就職した者が、就職者本人の事由により退職に至った場合、当社が受領した手数料より以下の条件にて求人者へ返金するものとする。

※本件、制度の詳細・適用については各求人者との取引において、返戻制度を変更する場合がございます。

1 カ月以内に退職した場合	80%
1 カ月を超えて3 カ月以内に退職した場合	50%
3 ヶ月を超えて6 カ月以内に退職した場合	20%

上記手数料には消費税が含まれておりません。別途加算となります。

平成 30 年 1 月 1 日

横浜市中区常盤町三丁目 25 番地サンビル 6 階
横浜ビジネスプロモーション株式会社
許可番号 14-ユ-300162